

名古屋港管理組合防災計画
(風水害等災害対策編)

令和6年1月

名古屋港管理組合

名古屋港管理組合防災計画（風水害等災害対策編）

目次

第1編 総則	1
第1章 計画の目的等	1
第1節 計画の目的.....	1
第2節 計画の性格.....	1
第3節 計画の構成.....	1
第4節 計画の修正.....	1
第2章 既往災害と社会的条件	2
第1節 既往災害	2
第2節 社会的条件.....	3
第3章 災害の想定.....	3
第1節 基本的な考え方.....	3
第2節 災害の想定.....	3
第4章 基本理念	3
第1節 災害予防段階	4
第2節 災害応急対策段階	4
第3節 災害復旧・復興段階.....	4
第5章 組合の処理すべき事務又は業務の大綱.....	4
第1節 実施責任	4
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	4
第6章 防災組織	5
第1節 防災会議	5
第2編 災害予防	6
第1章 港湾施設等の災害予防対策	6
第1節 港湾施設等の整備	6
第2節 防災施設及び観測設備の整備.....	6
第3節 防災活動拠点	7
第4節 通信施設の整備.....	7
第5節 貨物等流出対策.....	8
第2章 防災協働社会の形成推進.....	8
第1節 防災協働社会の形成推進.....	8
第2節 立地企業防災の促進.....	8
第3章 港湾の防災力の向上.....	8
第1節 港湾計画	8
第2節 海岸保全基本計画	9

第3節 防災上重要な施設の整備	9
第4章 地盤災害の予防	9
第1節 地盤沈下対策	9
第5章 防災用資機材の備蓄	9
第1節 防災用資機材の備蓄等	9
第2節 燃料の備蓄	9
第6章 避難対策	10
第1節 避難場所等の確保への協力	10
第2節 避難に関する広報	10
第3節 市村等の避難計画	10
第4節 帰宅困難者等支援体制の整備	10
第7章 海上火災予防及び危険物施設の防災対策	11
第8章 水位周知海岸指定等に伴う対応	11
第9章 広域応援体制の整備	11
第10章 防災訓練及び防災意識の向上	12
第1節 防災訓練の実施	12
第2節 防災のための意識啓発・広報	12
第3節 防災のための教育	13
第11章 防災に関する調査研究の推進	13
第3編 災害応急対策	14
第1章 活動体制（組織の動員配備）	14
第1節 災害対策本部の設置	14
第2節 職員の参集	14
第2章 通信の確保	14
第1節 通信手段の確保	14
第2節 通信施設の応急措置	15
第3章 情報の収集・伝達・広報	15
第1節 気象警報等の伝達	15
第2節 被害状況等の収集・伝達	15
第3節 広報	16
第4章 港湾施設等の応急対策	16
第1節 港湾施設対策	16
第2節 水防対策	17
第3節 観測施設の対策	18
第4節 防災活動拠点の対策	18
第5節 航路啓開の実施等	18
第5章 応援協力・派遣要請	18
第1節 応援協力	18
第2節 国土交通省への支援要請（港湾法第55条の3の3）	19

第3節 自衛隊等の災害派遣要請	19
第4節 広域防災活動拠点	19
第5節 災害緊急事態	19
第6章 救出・救助対策	19
第1節 救出・救助活動	19
第7章 緊急輸送対策	19
第1節 緊急輸送道路・航路の確保	19
第2節 緊急輸送手段の確保	20
第8章 避難対策	20
第1節 避難の誘導対策	20
第2節 帰宅困難者等対策	20
第9章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策	21
第1節 環境汚染防止対策	21
第2節 廃棄物処理対策	21
第10章 海上災害対策	21
第11章 道路災害対策	22
第12章 放射性物質及び原子力災害応急対策	22
第4編 災害復旧・復興	23
第1章 公共施設等災害復旧対策	23
第1節 復旧の基本的考え方	23
第2節 復旧計画の策定	23
第3節 復興計画の基本的考え方	23

第1編 総則

第1章 計画の目的等

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第6条の規定に基づき、名古屋港管理組合（以下「組合」という。）の業務に係る風水害等に関する計画を定め、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の諸活動の円滑な実施を図るとともに指定地方公共機関として、国、県及び市村に協力し、もって防災の万全を期すことを目的とする。

第2節 計画の性格

- 1 この計画は、台風、高潮災害等に対処するための基本的な計画を定めるものであり、組合防災計画の「風水害等災害対策編」として位置付ける。
- 2 この計画に定める方針に従い、防災対策の向上に努めるとともに、災害対策に係る諸活動を行うにあたっての具体的なマニュアル等を作成し、防災の万全を期するものとする。なお、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分に配慮するものとする。

第3節 計画の構成

この計画の構成と主な内容は、次のとおりである。

構 成		主な内容
第1編	総則	名古屋港港湾区域内（以下「港湾区域内」という。）及び組合が管理する港湾施設（名古屋港管理組合港湾施設条例（昭和36年4月1日条例第2号）第2条の港湾施設）その他施設（本組合が防災に関する管理等がおよぶ施設）（以下「港湾施設等」という。）に関する災害に対して処理すべき組合の基本的事務又は業務について定める。
第2編	災害予防	風水害等による、災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に軽減するための予防措置に関する基本的な計画について定める。
第3編	災害応急対策	風水害等による、災害が発生し、又はその発生が迫った場合においてその災害を防御し、又は災害の拡大を防止するための応急措置に関する基本的な計画について定める。
第4編	災害復旧・復興	風水害等による、災害復旧・復興の実施にあたっての基本的な計画について定める。

第4節 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

第2章 既往災害と社会的条件

第1節 既往災害

開港以降、名古屋港に被害を与えた主な風水害は以下のとおりである。

発生年月日	種別 名称	概要
1911.6.19 (明治44)	暴風雨	九州南部から豊後水道、神戸を経て、琵琶湖から新潟に抜けた台風による。 名古屋港では倉庫1棟の全壊のほか、防波堤、護岸、石堤の破損が甚大。港内の船流失、沈没20余隻、死者4人。
1912.9.22～ 23 (大正1)	暴風雨 高潮	室戸岬、大阪付近から若狭湾に抜けた台風による。 伊勢湾北部に高潮が発生した。 名古屋港では、稲永新田の堤防、突堤などが高潮で破壊された。 名古屋港の最高潮位は、観測基準面上4.60m。
1921.9.25～ 26 (大正10)	暴風雨 高潮	台風が紀伊半島を北上し、愛知県下では25日夜半から26日未明にかけて暴風雨となり伊勢湾北部には高潮が起こった。 名古屋南部海岸では高潮のため、稲永新田堤防が約110m、新堀川堤防が内田橋の南で1カ所大江川堤防が本星崎で2カ所決壊し、田200ha余が浸水した。
1931.10.13 (昭和6)	高潮	九州南端から室戸岬、和歌山から名古屋を経て、鹿島灘に抜けた台風による。 名古屋港付近では、台風と満潮時が重なり、高潮が発生し、海岸地方に浸水家屋が発生した。名古屋港の高潮潮位は、観測基準面上2.6mとなっていた。
1934.9.21 (昭和9)	室戸台風 暴風雨 高潮	名古屋での最大風速(20分間平均)はSSE32.9m/s。水上署によると沈没船29隻、破損37隻。
1951.10.15 (昭和26)	暴風雨 高潮	鹿児島県に上陸し、中国地方西部を通過して日本海に進み、海岸沿いに北上した台風による。名古屋では強風時と満潮が重なり、高潮が発生した。
1953.8.27 (昭和28)	高潮	太平洋岸の前線上を通過した低気圧による。 低気圧の通過時刻と満潮が重なり、名古屋港で高潮が発生した。 高潮は最高潮位観測基準面上3.70m(最大偏差34cm)で、港区では高潮により30戸が浸水した。
1953.9.25 (昭和28年)	暴風雨 高潮	台風(13号)は、熊野灘から志摩半島を横切り、伊勢湾、岡崎の南を経て長野県に入り、列島を縦断して青森県と岩手県堺付近から太平洋に抜けた。 名古屋では最低気圧が970.0hPaを記録し、高潮により数10戸の床下浸水や道路田畑の冠水があった。
1954.6.14 (昭和29)	高潮	日本海側と太平洋側を低気圧が通過。この時刻と満潮が重なり、高潮が発生した。 名古屋では最高潮位観測基準面上3.22mを記録し浸水被害があった。
1959.9.26 (昭和34)	伊勢湾台風 暴風雨 高潮	潮岬上陸時の最低気圧は929.5hPa、約3時間半後、名古屋では最低気圧958.5hPaを記録した。 名古屋港では、風速10m/s以上の風が吹くようになった昼頃から異常潮位が現れ始め20m/s以上になった夕方から急激に上昇した。最も風が強かったと思われる21時35分頃、最高潮位N.P.+5.31mを記録した。
1961.10.26～ 27 (昭和36)	暴風 高潮	九州南部で異常発達した低気圧と、北上中の台風による。 強風により高波が打ち寄せ、予定潮位より60cm程度高い高潮となった。 名古屋港では高潮により、床下浸水50戸、工場浸水3棟、港区木場町築地町の道路が冠水した。

第2節 社会的条件

名古屋港は、世界有数のものづくり産業の集積地である中部地域と世界を結ぶゲートウェイとして、総取扱貨物量は日本一であり、名古屋港が所在する愛知県にとどまらず中部地方一円の産業と暮らしを物流面で支える国際港湾として重要な役割を果たしている。

また、面積日本一の広大な臨港地区に1,100を超える事業所が立地し35,000人以上が就業しているほか、ガーデンふ頭、金城ふ頭での各種イベントや交流施設等への来訪者は多数にのぼり、安全に訪れ、利用できる港づくりが重要となっている。

日本経済を牽引する本港が、伊勢湾台風クラスの高潮災害等の大規模災害により被災した場合、単に中部地域にとどまらず、日本経済全体にも甚大な影響を及ぼすため、名古屋港の防災対策は極めて重要である。

第3章 災害の想定

第1節 基本的な考え方

名古屋港に被害を及ぼすと考えられる台風・高潮等について、それらの発生の危険性、予測される被害量や被害の様相にあたっては、愛知県等の調査、研究結果を踏まえ、この防災計画等における具体的な計画の策定・修正に際しての参考とする。

第2節 災害の想定

この計画の作成にあたっては、名古屋港における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、社会的条件及び過去における各種災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、愛知県地域防災計画等の資料を基礎とした。

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

- 1 台風による災害
- 2 高潮による災害
- 3 港湾施設等に関連する災害

第4章 基本理念

近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発などにより、洪水、高潮などの災害リスクが高まっている。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータの収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の推進に努める。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

第1節 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

第2節 災害応急対策段階

発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じた的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先にし、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

第3節 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに港湾施設等を復旧する。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業と調整しつつ、計画的に復興を進める。

第5章 組合の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

組合は、災害対策基本法に基づく指定地方公共機関として愛知県知事に指定されており、その業務に係る防災に関する計画の作成及び実施をするとともに、県及び市村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、協力する責任を有している。

また、災害対策基本法の基本理念にのっとり、業務の公共性又は公益性に鑑み、業務を通じて防災に寄与しなければならないとされている。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

愛知県地域防災計画において、組合の処理すべき事務又は業務は、「港湾施設等（水門、閘門、護岸、堤防、防潮壁、貯木場等）の維持管理を行うとともに、災害予防・応急復旧のための措置を行う。」としている。

組合は、港湾区域内及び港湾施設等に係る防災について関係機関及び関係団体の協力を得て、次に掲げる事務又は業務を行うものとする。

- 1 防災に関する組織の整備
- 2 防災に関する調査、研究、教育及び訓練
- 3 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- 4 防災に関する施設及び設備の整備及び点検
- 5 防災に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- 6 防潮扉、防潮水門等の開閉操作及び開閉の通報
- 7 通船門の通航禁止及び禁止の通報
- 8 潮位観測及び河川、運河等の水位の調節
- 9 貯木場の流木の防止、貨物流出防止
- 10 港内停泊船舶の避難連絡
- 11 緊急物資等の輸送機能の確保
- 12 火災、爆発及び流出危険物に対する消火及び拡散防止

- 13 港湾施設等に重大な支障を及ぼす災害の応急措置
- 14 他の公共機関から応援協力を求められた業務
- 15 災害復旧・復興

第6章 防災組織

第1節 防災会議

管理者は、防災計画の作成及びその実施の推進に関し必要な事項を審議するため、組合に名古屋港管理組合防災会議を置く。

第2編 災害予防

第1章 港湾施設等の災害予防対策

基本方針：

- 災害時における緊急物資及び人員輸送のための諸施設（車両、船舶等の運搬手段、岸壁、荷さばき地、保管施設、緑地、広場、道路、橋りょう等）を確保し、それらの諸施設が有機的な連携を保ち、適切に機能を発揮できるよう防災上の整備及び点検の強化に努め、災害発生時の予防措置を図る。
- 高潮による被害時においても背後地域の経済、産業活動を最低限維持することができる港湾物流機能を確保し、粘り強い防災施設の整備拡充に努める。
- 防災施設は地震等により損傷を受けた場合でも、早期に伊勢湾台風クラスの高潮に対応できるように、対策を講じる。

第1節 港湾施設等の整備

1 荷役機械

浸水により電気設備等の機能障害が起こらないよう、施設の更新時において、高所化・防水等、必要な対策の推進に努める。

2 上屋等の公共建物

浸水対策として、必要に応じて止水板等の対策を図る。

3 貯木場等

高潮発生による木材の流出防止対策を図る。

4 臨港道路等

緊急輸送交通を確保するため、緊急輸送道路の定期的な点検等を行い、道路の良好な状態の維持に努める。

走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、対策を行う。

また、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、対策を行う。

5 港湾改修

近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。また、船舶の大型化等に伴い、泊地、航路の拡幅、増深を図るとともに、災害時における緊急物資の海上輸送路を確保するため、係留施設の整備を行う。さらに、台風、高潮災害時における漂流物による被害を低減するため、完成自動車及び木材の流出防止柵等の整備を行う。

第2節 防災施設及び観測設備の整備

1 防災施設の整備

名古屋港では、昭和34年の伊勢湾台風を教訓に、昭和36年から昭和39年にかけて高潮防波堤、防潮壁及び堀川口防潮水門等の防災施設を整備し、それぞれ、港とその背後の市街地を高潮から守るとともに、水門閉鎖中の内水を排水ポンプにより排水し、市街地を浸水から守っている。

- 2 防潮壁・防潮扉
高潮及び波浪等による被害を防止するため、防潮壁、防潮扉等の既存施設の補強改修等を推進するとともに、良好な状態を維持する。
- 3 高潮防波堤
高潮防波堤については、点検を行い、良好な状態を維持する。
- 4 中川口ポンプ所、堀川口防潮水門ポンプ所
中川口通船門、取水門や堀川口防潮水門及び排水ポンプについては、災害時に確実に機能できるよう、高潮対策、施設の補修等必要に応じて対策を進めるとともに、良好な状態を維持する。
また、高潮時の降雨に対し、排水対策を図るため、流域の関係機関とともにポンプ場の改修等必要に応じた対策を行い、予想される被害を防止する。
排水ポンプ場施設の改修にあたっては、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。
- 5 監視観測機器
潮位観測施設、GPS波浪計をはじめとした監視観測機器を活用し、関係機関との観測情報の共有化を図る。

第3節 防災活動拠点

- 1 防災活動拠点
防災活動拠点とは、本庁舎、現場事務所等の防災活動の拠点となる場所をいう。
- 2 防災活動拠点の整備促進
防災活動拠点の施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。
特に防災上重要な施設については、早急に復旧できるよう体制等を強化する。
- 3 防災活動拠点の機能保全
本庁舎等の施設が被災した場合でも機能停止に陥らないよう、施設の多重化、分散化を図る。

第4節 通信施設の整備

- 1 通信施設・設備等
防災に関する情報の収集、伝達等を確実に実施するため、停電、機器の故障、施設の被災を想定し、情報伝達手段の多重化、多様化や機器・電源設備の高所化・防水対策により、通信連絡機能を確保するとともに、通信施設・設備等について良好な状態を維持する。
- 2 情報共有
国・県及び市村等関係機関相互間における情報連絡網の整備により、情報の共有化を図る。
- 3 迅速な情報伝達
船舶、港湾労働者、一般来訪者に対して、インターネットを活用した情報発信等、緊急災害情報の迅速・確実な情報伝達体制の構築を図る。

第5節 貨物等流出対策

1 貨物等流出対策

台風・高潮等の影響により、船舶、木材、コンテナ、自動車等の貨物等が流出した際の港湾における被害の拡大の低減を図る。

2 火災対策

漂流物の危険物貯蔵タンク・輸送パイプへの衝突による火災・危険物流出、完成自動車の火災等の重大な災害の発生の回避を図る。

第2章 防災協働社会の形成推進

基本方針：

○名古屋港の機能維持を図るため、組合だけではなく官民が連携して防災対策に取り組むことにより、それぞれの関係機関がその全機能を十分に発揮し、相互に協力して総合的かつ計画的な防災対策の推進を図る。

第1節 防災協働社会の形成推進

1 業務継続計画の策定

組合は、激甚な被害を被った場合に備え、発災後に実施する災害応急対策及び継続する必要性の高い通常業務等を行うための業務継続計画を策定し、そのために必要な実施体制を整えるように努める。

2 連携体制の構築

関係機関個々の防災対策について、連携が必要な項目を抽出整理し、対象機関、体制、役割分担、資機材の調達方法等、連携内容や協定等について明確化する。

また、共通の行動計画のマニュアル化を検討し、随時確認・更新を共同で行うなど、共通認識の強化を図るとともに必要に応じ航空機、無人航空機、船舶、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、港湾関係者と情報共有することにより連携を強化するものとする。

第2節 立地企業防災の促進

名古屋港における企業活動の社会的な重要性に鑑み、県、市村が行う企業への事業継続計画（BCP）の策定促進について協力していく。

第3章 港湾の防災力の向上

基本方針：

○名古屋港の防災力の向上を目指し、港湾計画、海岸保全基本計画により、適切な施設配置、整備内容を示し、重要な防災施設の強化を行う。

第1節 港湾計画

名古屋港の防災力の向上を目指し、災害を防止するための主要な施設の種類及び配置等を示

すとともに、必要に応じて適宜見直しを行う。

第2節 海岸保全基本計画

名古屋港海岸の防災力向上を目指した防護のあり方、防護施設の機能強化等について示す。

第3節 防災上重要な施設の整備

第1章の基本方針のとおり、災害時における緊急物資及び人員輸送のための諸施設を確保し、整備及び点検の強化に努め、災害発生時の予防措置を図るものとする。

また、臨港道路については、緊急物資及び人員輸送だけではなく、避難や消防活動等にも利用するため、適切に機能を発揮できるようにするものとする。

第4章 地盤災害の予防

基本方針：

○軟弱な埋立地盤の沈下の動向を把握し、必要に応じて施設の沈下対策を行うことにより、災害に備える。

第1節 地盤沈下対策

地盤沈下の動向を把握するため、水準測量を継続実施し、地盤災害予防対策に資するものとする。

第5章 防災用資機材の備蓄

基本方針：

○早期復旧を念頭に、予防措置として、想定される必要物資の適切な備蓄、協定等による外部機関からの調達方法等を整理する。

第1節 防災用資機材の備蓄等

1 排出油等防除資材等の備蓄

オイルフェンス、油吸着材、油処理剤等の排出油等防除資材及び作業船艇等の備蓄・整備に努めるとともに、必要に応じて漂着油等の除去に必要な資機材の確保に努める。

2 資機材の備蓄

防災用資機材、緊急対応資機材、飲食料・医薬品等必要資材を適正に備蓄するとともに、協定等による外部機関からの調達方法等の確立に努める。

また、冬期の発災の場合を想定した資材の備蓄に努める。

3 備蓄資機材の整理・更新

備蓄した資機材は、一元的に情報を整理・管理し、備蓄品は適正な期間ごとの更新を行う。

第2節 燃料の備蓄

緊急時に稼働する車両や船舶の燃料、非常電源設備用等、緊急時の活動に支障を来さないよう、適正な燃料の備蓄に努める。

危険物の保管に支障を来す場合、協定等による調達方法を行う。

第6章 避難対策

基本方針：

- 名古屋港においては、企業や一般集客施設の多くが堤外地に立地していることを踏まえ、市村が実施する避難対策について、公共用地の活用や広報等について協力する。
- 海上保安部等と連携し、船舶の避難対策についても協力する。

第1節 避難場所等の確保への協力

1 施設の配置、誘導

市村が主体となって実施する避難場所・避難施設、避難路等の確保に協力する。

2 避難経路の確保

避難経路は、避難に必要な幅員を確保し、避難経路等が寸断されないよう、安全性の確保を図る。

3 船舶の避難

海上保安部等の指示のもと、航行又は係留している船舶が港外に待避できるよう、指揮系統、船舶の避難海域、避難ルート、退避行動のルール化を図り、入港船舶に対しての周知により、船舶の安全確保に協力する。

第2節 避難に関する広報

港湾利用者が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所等を明示し、市村の防災マップ、広報誌・PR紙・インターネットなどを活用して広報活動を実施する。

第3節 市村等の避難計画

過去の災害を踏まえ、また、港湾利用の形態を念頭に置き、早急に確実な避難行動が行えるよう、市村等の避難計画策定に協力する。

第4節 帰宅困難者等支援体制の整備

1 帰宅困難者等に対する基本原則

港湾利用者が帰宅困難に陥った場合に備え、滞在施設への誘導、災害情報、交通施設情報及び安否確認方策の提供等、滞在者の安全の確保を図るために、帰宅困難者等支援体制の確立を図る。

2 市村との連携

立地企業等に対し、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなどの県、市村が行う帰宅困難者対策について協力する。

第7章 海上火災予防及び危険物施設の防災対策

基本方針：

○海上火災予防及び危険物施設の防災対策においては、災害リスクを整理し、愛知県石油コンビナート等防災計画に沿った安全対策を行う。

海上火災や危険物等の大量流出を想定し、関係機関と連携して防災体制の強化を図る。

また、災害の発生及び災害が発生した場合の被害拡大を防止するため、迅速かつ円滑な防災活動を実施できるよう、必要な設備、資機材を設置及び備蓄するものとする。

危険物取扱地区については、高潮、爆発等による貯蔵施設等の破壊により危険物が港内に流出するおそれがあるため、その防護施設の整備及び点検に努め、港湾施設等に及ぼす災害の防止を図る。

危険物取扱地区に立地する企業に対し、流出防止対策等を促す。

第8章 水位周知海岸指定等に伴う対応

基本方針：

○防潮扉閉鎖従事者の安全を確保するため、高潮特別警戒水位の到達情報等を活用する。

愛知県高度情報通信ネットワークにより、潮位が天白川河口において高潮特別警戒水位（N.P. +3.71m）に到達した旨の情報を入手した場合、防潮扉閉鎖従事者に対して速やかに避難するよう情報を提供する。

1 水位周知海岸

高潮特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する海岸として、県が指定した海岸

海岸名	区 域（起点～終点）	
三河湾・伊勢湾沿岸	田原市伊良湖町地先	弥富市鍋田町地先

2 高潮特別警戒水位

高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位

海岸名	観測所名	基準水位（m）
三河湾・伊勢湾沿岸	天白川河口	N.P. +3.71

3 高潮浸水想定区域

水位周知海岸において、想定し得る最大規模の高潮により、当該海岸が氾濫した場合に浸水が想定される区域

第9章 広域応援体制の整備

基本方針：

○大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ他港との相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図る。

中部近県をはじめとして、広範な港湾を対象に、災害に関し物資等の提供、あっせん及び人員の派遣等について応援協定を締結するよう努める。

第10章 防災訓練及び防災意識の向上

基本方針：

○高潮災害を最小限に食い止めるには、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識及び災害時にとるべき避難行動等についての港湾利用者の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、港湾利用者主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

第1節 防災訓練の実施

1 高潮防災訓練の実施

訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、高潮の規模や被害の想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する資機材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な内容となるように努める。

2 訓練の継続

災害が逼迫する中、発生時が予測できないこともあるため、訓練を定期的に反復実施し、対策の改善、共通認識の強化を図る。

3 通信訓練

通信施設については、定期的な通信テストを行い、関係機関と相互の連携を意識しつつ有事に備えておく。

4 図上訓練

職員の災害対応能力の向上を図るため、実践的な図上訓練や実際の災害対処訓練（ロールプレイング方式）等を実施する。

5 訓練の検証

訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第2節 防災のための意識啓発・広報

1 マップ、マニュアルの整備

被害想定、避難行動・誘導計画等についてのマップ、マニュアルの作成・配布及び更新を行い、広く港湾利用者全般に周知を図る。

2 一般来訪者への啓発

パンフレットやポスターの掲示や配布等による啓発活動を推進する。

また、一般来訪者を含めた防災訓練の継続的な実施に努める。

3 広報

港湾利用者に対する広報は第6章第2節とする。

第3節 防災のための教育

1 職員への教育

職員に対し、高潮に対する基礎知識の共有及び知識レベルの向上、災害への対応措置の共有・強化を図るための訓練・研修等を継続的に行う。

2 港湾利用者への教育

自然災害、防災・減災に対する共通の認識を得るため、港湾利用者に対する教育の実施に努める。

第11章 防災に関する調査研究の推進

基本方針：

○国や県が実施する調査研究等の結果を積極的に取り入れ、高潮防災対策の充実強化を図る。

国、県、市村の被害想定に関する調査研究を踏まえ、港湾施設、防災施設等の予防対策、応急復旧対策について調査研究を行い、総合的な防災対策の実施に結び付けていく。

第3編 災害応急対策

第1章 活動体制（組織の動員配備）

基本方針：

○災害発生時において、組合の応急対策の推進を図る中心的な組織として災害対策本部を速やかに設置し、その活動体制を確立する。

第1節 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置・廃止

管理者は、港湾区域内及び港湾施設等に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めたとき又は別に定める非常配備の基準に該当したときは、災害対策本部を設置する。

管理者は、非常配備基準に該当する警報、注意報等が解除されたとき、港湾区域内及び港湾施設等について予想された災害が発生するおそれが解消したと認めた場合、又は災害応急対策が概ね完了したと認めた場合は、災害対策本部を廃止する。

2 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営については、組合の各行政組織における平常時の事務又は業務を基準にして、組合の総力をもつて最も効果的に災害に即応できるよう別に定める。

第2節 職員の参集

1 職員の参集

管理者は、あらかじめ職員の非常配備体制を定め、迅速な動員及び災害応急対策活動を開始する。

2 参集の場所

原則、自己の勤務場所に参集することとするが、災害等により参集が困難な場合は、最寄りの本庁舎、現場事務所等に参集するものとする。

第2章 通信の確保

基本方針：

○災害に関する予報・警報及び情報その他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の重要通信の疎通を確保する。また、迅速かつ的確な情報の収集伝達を図るため、無線通信、衛星通信等効果的な通信の活用を図る。

第1節 通信手段の確保

1 専用通信

情報連絡手段として、必要に応じ無線又は有線を利用した専用通信を使用する。

2 防災相互通信用無線局

県及び名古屋市が防災対策に関する通信を相互に行うために設置した防災相互通信用無線局を活用して、円滑な情報の受伝達を図る。

3 県防災情報システムの使用

関係機関が入手した気象情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速かつ的確な応急対策を実施することのできる県の防災情報システムを有効活用する。

第2節 通信施設の応急措置

1 自ら行う応急措置

通信施設が被災した際にでも円滑な情報の受伝達が図れるよう、予備として整備した通信施設、非常用資機材を活用し、応急措置を講じる。

2 通信事業者による復旧

自ら行う応急措置とともに、通信事業者に対し、すみやかに通信機能の確保ができるよう協力を求める。

第3章 情報の収集・伝達・広報

基本方針：

○発災時の港湾利用者や被災後の避難者が適切な判断による行動がとれるよう、予報、災害状況、災害応急対策の実施状況等の情報を迅速かつ正確に収集・伝達・広報する。また、広聴活動を通じて被災企業、被災者の動向と要望事項の把握に努める。

第1節 気象警報等の伝達

1 受信情報への対処

気象庁をはじめとした機関から、高潮に関する気象、海象情報等について、早期に的確な情報を収集把握し、逐次更新の上、適正に発信し続けることに努める。

気象警報等の情報は、港湾労働者等に対し、緊急災害通報として速やかな伝達に努める。

2 観測データの活用

検潮所をはじめとした観測機器から得られるデータについては、リアルタイムでの情報発信に努める。

第2節 被害状況等の収集・伝達

1 被害情報の収集

組合の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報及び被害状況を収集する。迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、必要に応じ無人航空機等の多様な情報収集手段を活用する。ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。

2 被害情報の伝達

陸上における災害発生情報を受けた場合は、災害発生企業に対し、速やかに関係市村、警察及び関係企業に情報伝達させる。

海上における災害発生情報を受けた場合は、災害発生船舶等に対し、速やかに付近船舶、

海上保安部に情報伝達させる。

組合の所掌する事務又は業務に関して収集した被害状況等災害にかかる情報については、速やかに関係機関に伝達を行う。

また、被災状況に応じて災害対策現地情報連絡員（リエゾン）等を通じて共有する体制の整備に努めるものとする。

第3節 広報

1 広報活動

広報活動を行うに当たっては、関係機関との連絡をできる限り密にして行う。

2 情報の一元化

災害時には、膨大な情報が飛び交い、錯綜するため、誤発信、風評が立たないように、逐次更新した上で情報発信の一元化に努める。

3 広報の手段

広報は、報道機関への情報提供、インターネット等多様な手段を組み合わせで行う。

4 広報の内容

広報は、事前情報、災害発生直後、災害復旧時等において、必要情報を適宜発信する。

5 報道機関への対応

報道機関から災害報道のための取材活動を実施するにあたり情報の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。

6 相談窓口の設置

立地企業等からの相談、要望や苦情への対処として、できる限り相談窓口を設置し、必要な応急対策の推進にあたるものとする。

第4章 港湾施設等の応急対策

基本方針：

- 名古屋港は海上輸送と陸上輸送の結節点となることから、被災地域の円滑な緊急物資輸送の実現のため、被災直後から関係機関と連携して応急対策を行う。
- 高潮による浸水が想定される場合は、必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、被害の拡大防止に努める。

第1節 港湾施設対策

1 応急工事の実施

被災した施設を利用して、海上輸送を行わなければならない場合、防潮堤等の潮止め工事、航路・泊地の浚渫、岸壁・物揚場の補修、障害物の除去等の応急工事を実施する。

2 輸送機能の確保

緊急時に必要な海上輸送機能を発揮できるよう関係機関と連携して、海上漂流物等障害物の除去を実施し、船舶の安全航行の確保を図るとともに、オープンスペース等の確保及び背後地の陸上輸送網との接続を図る。

岸壁から背後地の緊急輸送道路へアクセスする臨港道路については、特に暫定的復旧措置

を迅速に行い、最低一車線を確保する。

また、他機関から輸送経路との連携を考慮したヘリポートとして利用の土地の要請を受けたときは、利用可能な土地の確保に努める。

3 放置車両や立ち往生車両の移動等

放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。

運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

4 道路施設対策

被害を受けた道路や冠水による道路状況及び交通状況を速やかに把握するため、巡視等の実施により、道路情報の収集に努め、関係機関との間で情報の共有を行う。

また、道路、橋りょう等の被害の状況を把握し、応急復旧計画を策定して緊急復旧に努める。

5 港湾機能の早期再開

コンテナ、完成自動車等は背後圏の経済活動を支える基幹的な貨物であり、これらのロジスティックの途絶を早期に解消するため、関係機関や立地企業等と連携し、漂流物の除去による航路啓開、岸壁・ふ頭用地の補修、ガレキの除去、高規格道路への通行確保等の応急対策を速やかに開始する。

6 ふ頭間輸送の確保

飛島ふ頭、金城ふ頭、潮見ふ頭や南5区等、橋りょうで結ばれているふ頭で通行が不能になったときは、応急的に海上輸送等の方策を講ずる。

第2節 水防対策

1 水害防除対策

洪水又は高潮による風水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒・防御し、及びこれによる被害を軽減するよう、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉を適正に行う等の水害防除対策活動を実施する。

2 防護施設・水門保全対策

高潮が発生した場合は、高潮来襲後、直ちに防潮扉、水門、通船門、取水門（以下「水門等」という。）及び防潮壁の点検を行い、被災後の高潮等による二次災害の可能性が認められる箇所においては、すみやかに応急復旧を行う。

また、水門等については応急復旧が可能となるよう専門業者による緊急体制の構築を進める。

3 排水機能の確保

名古屋港の背後にゼロメートル地帯が広がっていることを踏まえ、高潮来襲後、排水機場の点検を行い、二次災害の危険性が考えられる場合は、すみやかに応急復旧を行う。

また、応急復旧が可能となるよう専門業者による緊急体制の構築を進める。

4 浸水対策資機材

浸水時の対策を十分に果たせるよう、水防資機材を整備するとともに、復旧資機材の適正

な備蓄に努める。

浸水箇所に対しては、水防資機材による適正な浸水対策を行う。

第3節 観測施設の対策

潮位観測施設については、国との連携を図りながら、損傷箇所を速やかに補修し、機能の維持に努める。

第4節 防災活動拠点の対策

防災活動の拠点となる庁舎は、浸水、損傷が起こった場合は、応急対策を進めながら補修を行い、もしくは事前に指定した代替施設において対策活動を継続させる。

第5節 航路啓開の実施等

1 情報の早期把握・共有化

暴風、高潮等の流木・貨物流出発生の可能性に直結する情報の収集に努めるとともに、立地企業相互の情報の共有化を図るものとする。

2 航路啓開の実施

所管する港湾区域の航路等（航路及び航路に接続する必要な泊地をいう。）に沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、国（国土交通省）等に報告するとともに、障害物除去による航路啓開に努める。

3 木材等の航路障害物の除去

関係機関と緊密に連携し、海上に流出した木材等の航路障害物について、その所有者に除去を命じ、又は安全な場所に除去し、直ちに除去できない場合は、当該航路障害物の除去に関し必要な措置を講ずる。

また、貯木場の利用者に対し、流出防止等の応急防災措置を行い、災害の防止又は軽減に努めるように指示するものとする。

第5章 応援協力・派遣要請

基本方針：

- あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、災害時にあたっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員等の健康管理やマスクの着用等を徹底するとともに、適切な空間の確保に配慮する。
- 応援協力に際しては、緊急物資の輸送拠点、自衛隊・警察・消防を始めとする応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる防災活動拠点の確保に協力する。

第1節 応援協力

関係機関相互においては、あらかじめ定められた手続等に基づき、応援要求又は応急措置の要請を行う。

関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。

第2節 国土交通省への支援要請（港湾法第55条の3の3）

非常災害時に、国による自衛隊等の政府機関や民間企業との岸壁の利用に関する高度な調整、岸壁等の点検・使用可否判断、臨港道路の段差解消等の応急復旧等のため必要がある場合は、国に支援の要請を行う。

第3節 自衛隊等への災害派遣要請

港湾施設について応急工事の実施が困難なときは、県へ要員の確保に関する応援を要請し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施に関する応援を要請する。

第4節 広域防災活動拠点

緊急物資の輸送拠点、自衛隊・警察・消防を始めとする応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる防災活動拠点の確保に協力する。

第5節 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、名古屋港を所在する市村が関係地域の全部又は一部となった場合、組合は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

第6章 救出・救助対策

基本方針：

○救出・救助活動の応援要求を受けた場合は、これに積極的に協力する。

第1節 救出・救助活動

港湾区域において船舶の火災、沈没、爆発等の災害が発生したときは、関係機関と緊密な連絡をとり、直ちに救難活動を実施する。

また、名古屋港及びその周辺に災害が発生し、関係機関から救難について協力を求められたときも救難活動が速やかに実施できるよう努める。

第7章 緊急輸送対策

基本方針：

○災害発生時には、緊急輸送道路及び航路について、優先的に復旧作業等を実施して、それらの機能を確保する。

第1節 緊急輸送道路・航路の確保

1 緊急輸送施設の応急対策

本編「第4章第1節2 輸送機能の確保」に従い、必要な対策を行う。

海上からの緊急物資搬入が効果的であることを踏まえ、緊急輸送対応の岸壁、エプロン、荷さばき地、臨港道路及び航路の啓開を行い、優先的に復旧させる。

このため、応急復旧に必要な資機材の適正な備蓄、民間企業との協定の締結を積極的

に推進する。

2 情報提供

道路利用者・航行船舶に対して道路・航路情報を提供し、緊急輸送道路・航路の確保を行う。

第2節 緊急輸送手段の確保

1 陸上及び海上輸送手段の確保

災害時には、海上の輸送ルートが非常に効果を発揮することを踏まえ、また、陸路が浸水により使用できなくなった場合を想定し、陸上輸送とともに、海上輸送を併せた総合的な輸送手段を確保する。

2 海上輸送施設の調整

海上輸送に際しては、荷役機械がなくても稼働できる RORO 船やフェリーが活用できるよう、港湾施設の利用調整を図る。

3 輸送連携

緊急物資や復旧資機材について、輸送体制の連携形態の調整を図る。

4 緊急通行車両の事前届出等

災害応急対策活動に必要な車両にあつては、愛知県港警察署等へ「緊急通行車両等事前届出書」を提出する。

また、災害対策基本法等に基づいて車両の通行禁止又は制限が行われた時は、「緊急通行車両等事前届出済証」及び「緊急通行車両等届出書」を愛知県港警察署等へ提出し、「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の交付を受ける。

第8章 避難対策

基本方針：

- 人、通行車両の安全確保を最優先とし、安全な地区への誘導等に努める。
- 帰宅困難者等対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の徹底を図る。

第1節 避難の誘導対策

人、通行車両の安全確保を最優先とし、安全な地区への誘導等に努める。

避難誘導は、インターネットによる情報発信や拡声器による誘導を併用するなど、多重の誘導方法を行う。

第2節 帰宅困難者等対策

1 帰宅困難者への対応

混乱・二次災害を防止するため、職員等の一斉徒歩帰宅を抑制し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知、徹底を図る。

安否確認や交通情報の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、順次帰宅させるものとする。

2 情報提供

一斉徒歩帰宅を抑制するとともに、名古屋港背後地域の被災状況、交通機関の運行状況、道路通行の可否、安否情報等、必要としている情報を随時、更新のうえ提供する。

3 搬送

帰宅困難者の搬送については、関係機関と調整の上、船舶による搬送を含め、広範な輸送手段の形態の確保に努める。

第9章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策

基本方針：

- 被災後、立地企業と連携して人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれのある環境汚染事故の発生状況の把握に努め、事故が発生している場合には、速やかに関係機関に通報する。
- 災害廃棄物、いわゆるガレキの処理は、被災直後に直面する大きな課題であり、被災状況に即した廃棄物の処理を迅速に実施する。

第1節 環境汚染防止対策

有害物質による環境汚染事故の発生状況について、速やかに関係機関に通報する。

また、環境監視を継続しているエリアについては、被災状況を調査し、必要に応じて、水質・底質調査を行い、関係機関に報告する。

第2節 廃棄物処理対策

1 仮置き場の選定

大災害の際には、港内に大量のガレキが発生する。このガレキを選別・保管できる仮置き場について、市村や立地企業と連携し、早急に選定するように努める。

2 搬送方法の検討

ガレキを被災地域外に順次搬送・処理する場合を想定し、海上輸送を含め、搬送体制に協力する。

第10章 海上災害対策

基本方針：

- 船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水等の海難及び事業所の火災、爆発等の事故に伴う海上への油排出等の災害が発生した場合における、排出油等の防除活動等については、海上保安部の指示のもと関係機関と連携し、災害拡大防止活動等の応急措置を迅速に実施する。
- 愛知県石油コンビナート等防災計画に基づき、危険物施設の事故への対応を図る。

1 通報

船舶等海上における事故が発生した場合は、海上保安部及び付近の船舶等に災害の発生について直ちに通報する。

2 被害防止措置

海上災害が発生し、港湾機能に支障を来すおそれがある場合、又は海上保安部もしくは関係市村から協力を求められた場合は、消火活動等、初動対応に協力する。

3 応援協力関係

海上保安部、所在市村等からの要員、資機材の提供を求められた際には、協力する。

また、組合の災害対策活動において要員、資機材が必要となった際には、関係機関に応援を要請するなど、相互の応援協力関係の構築を図る。

第11章 道路災害対策

基本方針：

○災害により臨港道路が被災した際には、応急措置を迅速に実施する。

1 巡視及び関係機関への連絡

臨港道路において大規模道路災害が発生した場合は、巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、国等関係機関に連絡する。

2 交通規制

大規模道路災害が発生した場合は、通行の禁止・制限又はう回路の設定、代替路線の指定等の交通規制に協力する。

3 危険物の防除活動及び避難誘導活動

危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、二次災害の防止に努める。

第12章 放射性物質及び原子力災害応急対策

基本方針：

○県外の原子力発電所等において異常が発生した場合、情報収集に努める。

4 原子力事業者（中部電力、関西電力、日本原電、原子力機構）の原子力発電所等において異常が発生した場合、県を通じて情報の収集に努める。

第4編 災害復旧・復興

第1章 公共施設等災害復旧対策

基本方針：

- 公共施設等の復旧にあたっては、原形復旧を基本とするが、再度の災害防止等の観点から必要な場合は、改良復旧や関連事業を取り入れて実施する。
- 復旧計画は、復旧順位と復旧レベルをセットで検討する。
- 復旧・復興は、必要に応じて応援協力を得る等、迅速な回復を図る。

第1節 復旧の基本的考え方

1 復旧の考え方

目指す港湾像を実現するための方策の検討や復旧のための準備を平常時から検討しておく。

2 当面の復旧

災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施する。

第2節 復旧計画の策定

1 地域社会への役割

名古屋港が地域社会に果たす役割を認識し、被災後の地域社会の回復力を高める復旧計画の策定に努める。

2 手順の検討

港湾機能、特に名古屋港の物流機能の早期復旧を念頭に、復旧に携わる全ての機関が復旧の基本理念を共有し、発災後からの時間軸に沿った実施手順や実施内容の整理・マニュアル化等により、復旧計画を構築していく。

第3節 復興計画の基本的考え方

大規模な災害が起きた場合、早期に対応すべき復旧計画を踏まえながら、全庁的に協力し復興に関係する部署で本部を設置するなど、長期的視野に立った復興計画を作成することに努める。

昭和38年制定

昭和46年 9月全部改正

平成 8年 4月全部改正

平成26年10月全部改正（風水害等災害対策編と地震・津波災害対策編に分冊）

平成27年 7月一部修正

平成28年 8月一部修正

平成29年 8月一部修正

平成30年 8月一部修正

令和 元年11月一部修正

令和 2年12月一部修正

令和 3年11月一部修正

令和 4年 9月一部修正

令和 6年 1月一部修正

名古屋港管理組合防災計画 一風水害等災害対策編一